

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.5.1	住居表示変更	変更前	営業所	067710	三村簡易郵便局	○	茨城県石岡市三村1757	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	067710	三村簡易郵便局	○	茨城県石岡市三村1757-1	-	○	○	×	○	○	-	
H30.5.1	契約解除	変更前	営業所	237330	やまびこ簡易郵便局	○	静岡県賀茂郡西伊豆町大沢里172-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.5.1	契約解除	変更前	営業所	238410	三浦簡易郵便局	○	静岡県賀茂郡松崎町石部89-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.5.1	業務変更	変更前	営業所	438720	小野住吉簡易郵便局	○	兵庫県小野市住吉町720-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	438720	小野住吉簡易郵便局	○	兵庫県小野市住吉町720-3	-	○	○	○	○	○	-	
H30.5.1	契約解除	変更前	営業所	557050	広東簡易郵便局	○	山口県岩国市錦町府谷76	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.5.1	局種変更・業務変更	変更前	郵便局	631320	高見島郵便局	-	香川県仲多度郡多度津町高見1775-37	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	637460	高見島簡易郵便局	○	香川県仲多度郡多度津町高見1775-37	○	○	○	×	○	○	-	
H30.5.1	契約解除	変更前	営業所	647010	矢井賀簡易郵便局	○	高知県高岡郡中土佐町矢井賀甲139	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.5.1	契約解除	変更前	営業所	738050	山之口麓簡易郵便局	○	宮崎県都城市山之口町山之口3100-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.5.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	908210	手稲星置簡易郵便局	○	北海道札幌市手稲区星置2条7-4-5	-	○	○	×	○	○	-	
H30.5.7	移転	変更前	郵便局	077260	宇都宮上横田簡易郵便局	○	栃木県宇都宮市台新田1-13-12	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	077260	宇都宮上横田簡易郵便局	○	栃木県宇都宮市台新田1-13-11	-	○	○	○	○	○	-	
H30.5.9	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	788760	小宝島簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島郡十島村小宝島4-15	-	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.5.14	移転	変更前	郵便局	471180	三尾郵便局	-	和歌山県日高郡美浜町三尾841	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	471180	三尾郵便局	-	和歌山県日高郡美浜町三尾793-1	○	○	○	○	○	○	-	
H30.5.14	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	817540	志田簡易郵便局	○	宮城県大崎市古川穂波7-8-27-1-A	-	○	○	×	○	○	-	
H30.5.21	移転	変更前	郵便局	006780	国立駅前郵便局	-	東京都国立市中1-17-26	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	006780	国立駅前郵便局	-	東京都国立市中1-9-30	-	○	○	○	○	○	-	
H30.5.21	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	828340	相馬玉野簡易郵便局	○	福島県相馬市玉野町56-2	○	○	○	×	○	○	-	
H30.5.28	移転	変更前	郵便局	213890	名古屋太閤通三郵便局	-	愛知県名古屋市中村区椿町10-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	213890	名古屋太閤通三郵便局	-	愛知県名古屋市中村区竹橋町22-11	-	○	○	○	○	○	-	
H30.5.28	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	827100	稲田簡易郵便局	○	福島県須賀川市岩淵植松103-40	-	○	○	×	○	○	-	
H30.5.28	移転	変更前	営業所	837630	片岸簡易郵便局	○	岩手県釜石市片岸町9-52-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	837630	片岸簡易郵便局	○	岩手県釜石市片岸町8-8-4 (片岸地区21街区6画地)	○	○	○	×	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。